

白岡市都市計画税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
附 則	附 則
1 略 (<u>法附則第15条第14項</u> の条例で定める割合)	1 略 (<u>法附則第15条第15項</u> の条例で定める割合)
2 <u>法附則第15条第14項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における <u>法附則第15条第14項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。 (<u>法附則第15条第32項</u> の条例で定める割合)	2 <u>法附則第15条第15項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における <u>法附則第15条第15項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。 (<u>法附則第15条第33項</u> の条例で定める割合)
3 <u>法附則第15条第32項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第33項</u> の条例で定める割合)	3 <u>法附則第15条第33項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第34項</u> の条例で定める割合)
4 <u>法附則第15条第33項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第38項</u> の条例で定める割合)	4 <u>法附則第15条第34項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第39項</u> の条例で定める割合)
5 <u>法附則第15条第38項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第43項</u> の条例で定める割合)	5 <u>法附則第15条第39項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第44項</u> の条例で定める割合)
6 <u>法附則第15条第43項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	6 <u>法附則第15条第44項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
7～18 略	7～18 略
19 <u>法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u>	19 <u>法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u>
20 略	20 略